

令和6年度11月補正予算（追号）の概要

【補正規模】

（単位：百万円）

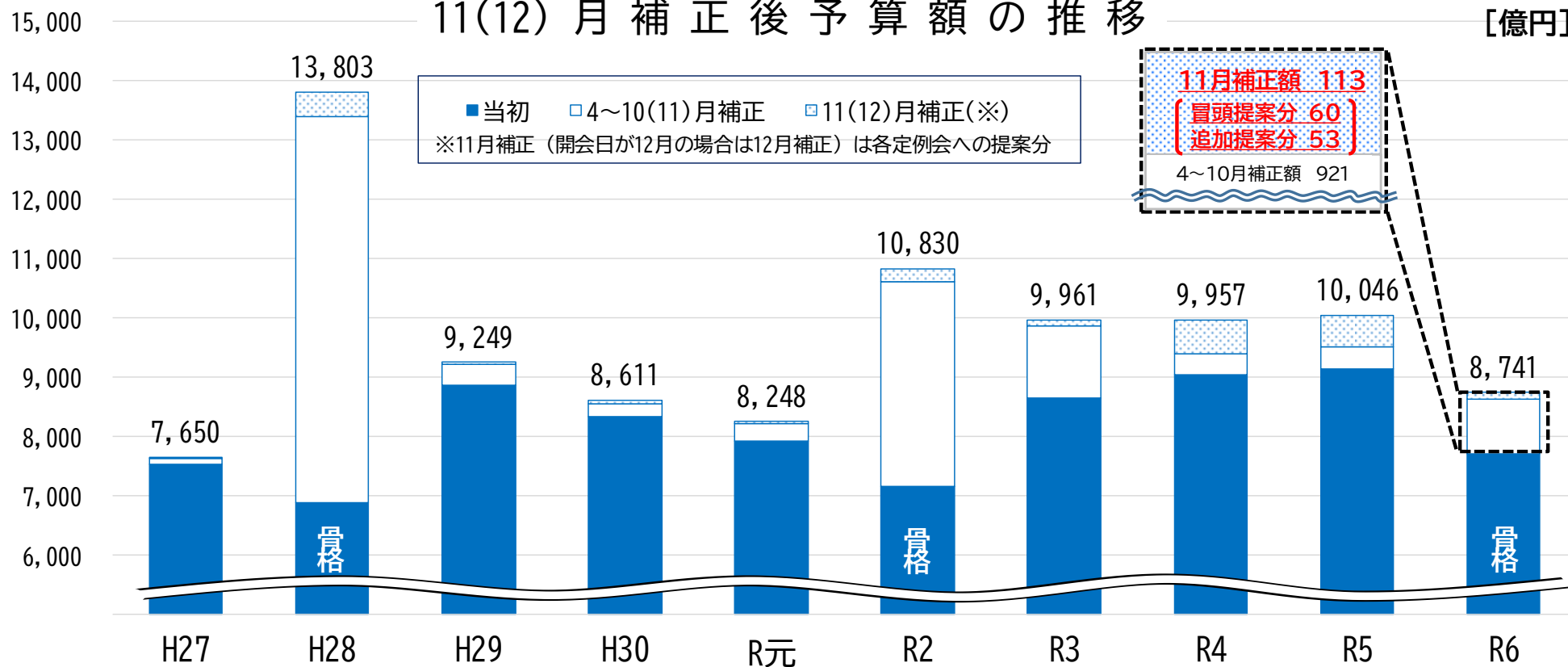
・ 現計予算額	862,813(①)
・ 11月補正予算額(冒頭提案分)	6,017(②)
・ 11月補正予算額(追加提案分)	5,266(③)
11月補正後予算額(①+②+③)	874,096

（財源内訳） 国庫支出金440 諸収入2 繰越金1,799 繰入金4
地方交付税3,020

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

11(12) 月 補 正 後 予 算 額 の 推 移

[億円]



H28熊本地震

R2.7月豪雨災害
新型コロナウイルス感染症

○ 人事委員会勧告に基づく職員給与改定に伴う必要な補正予算を計上

(内容)

人事委員会勧告に基づく職員給与改定 52億66百万円(48億19百万円)

(内訳)

○職員給与費 45億50百万円(41億33百万円)

給料	23億81百万円
期末・勤勉手当	16億71百万円
その他	4億98百万円

○会計年度任用職員報酬等 7億16百万円(6億86百万円)

報酬	4億27百万円
期末・勤勉手当	1億95百万円
その他	94百万円

(主な改正の概要)

- (1) 一般職の職員の給料表の改定
 - ・ 大卒程度の初任給を23,200円、高卒程度の初任給を23,600円引き上げ
(大卒程度202,400円/月→225,600円/月 高卒程度170,900円/月→194,500円/月)
 - ・ 若年層の職員が在職する号給に重点を置き、所要の改定を実施
(平均給与の改定率は+2.64%)
- (2) 扶養手当の見直し
 - ・ 子に係る手当の月額引上げ 10,500円(現行から+500円)
※16歳から22歳までの子については、15,500円(現行から+500円)
- (3) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定
 - ・ 令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を4.5月から4.6月に改定
- (4) 初任給調整手当の支給月額の限度引上げ
 - ・ 医師及び歯科医師 416,600円(現行から+1,000円)
 - ・ 獣医師 46,800円(現行から+1,300円)